

令和4年度入札契約制度改正概要
(建設工事、測量・コンサルタント等)

入札契約制度に関して、令和4年6月6日以降の公告分から、下記のとおり改正します。

1 最低制限価格について

(1) 建設工事の設定範囲

改正前：予定価格の80%から90%の範囲

改正後：予定価格の80%から92%の範囲

(2) 測量・コンサルタント（地質調査）の算定方法

改正前：直接調査費＋間接調査費×90%＋解析等調査業務費×80%
＋諸経費×45%

改正後：直接調査費＋間接調査費×90%＋解析等調査業務費×80%
＋諸経費×48%

(3) 建設工事、測量コンサルタント等の増減調整の廃止

2 総合評価落札方式の試行について

(1) 価格点の算定方法について

改正前：

- 入札価格>低入札価格の場合

$$\text{価格点} = 80 \text{点} \times \frac{\text{失格価格}}{\text{失格価格} + (\text{低入札価格} - \text{失格価格}) / \underline{100} + (\text{入札価格} - \text{低入札価格})}$$

- 入札価格≤低入札価格の場合

$$\text{価格点} = 80 \text{点} \times \frac{\text{失格価格}}{\text{失格価格} + (\text{入札価格} - \text{失格価格}) / \underline{100}}$$

改正後

- 入札価格>低入札価格の場合

$$\text{価格点} = 80 \text{点} \times \frac{\text{失格価格}}{\text{失格価格} + (\text{低入札価格} - \text{失格価格}) / \underline{10} + (\text{入札価格} - \text{低入札価格})}$$

- 入札価格≤低入札価格の場合

$$\text{価格点} = 80 \text{点} \times \frac{\text{失格価格}}{\text{失格価格} + (\text{入札価格} - \text{失格価格}) / \underline{10}}$$

※失格価格とは失格基準価格を、低入札価格とは低入札価格調査基準価格のことをいいます。

(2) 失格基準価格の算式

低入札価格調査基準価格の一律90%としていましたが、設計金額の各項目別の金額に設定率を乗じて得た金額の合計金額に改めます。

改正前：低入札価格調査基準価格×90%

改正後：【土木工事等】直接工事費×0.95+共通仮設費×0.85+
現場管理費×0.8+一般管理費×0.45

【建築工事等】(直接工事費×90%)×0.95+共通仮設費×
0.85+(現場管理費+直接工事費×10%)×0.8
+一般管理費×0.45

(3) 新たな失格基準の設定

積算内訳書に記載された項目別の金額が、発注者の設計金額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額のいずれかを下回った場合にも失格とします。

区分	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
土木工事等	95%	85%	80%	45%
建築工事等	93.5%	85%	80%	45%

(4) 重点調査の導入

重点調査基準価格（低入札価格調査基準価格の97%）を設定します。

重点調査基準価格以上の場合は、通常調査を行い、下回った場合は、重点調査を行います。